

令和5年1月25日

学長決定

## 1. 目的

本学における構成員（教職員及び学生）が、人類社会に貢献する責任ある教育・研究活動を誠実に  
行うと共に公正な研究活動を推進するために、複数の研究者による共同研究及び個人で行う研究（以  
下「共同研究等」という。）に際しての基本方針を定める。

## 2. 原則

本学の構成員が行う共同研究等とその研究成果の発表においては、各共同研究者を尊重し、公平・  
効果的な協力関係を築けるよう、共同研究者間であらかじめ研究の進め方や公表の仕方などについて  
の同意を得ておくことを基本として、次の原則に基づいて実施するものとする。

（1）学内外を問わず複数研究者による共同研究の実施において、共同研究を代表する者（研究代  
表者〔\*〕）は、その成果の発表における責任著者（corresponding author）〔\*〕を明確にし、  
各共同研究者が個々の役割・責任を認識した研究活動を行うようにすること。また、個人で行う  
研究における単著による成果の発表においても責任著者として役割を果たすこと。

（2）責任著者は、ガイドライン等に従った適切な論文作成を行い、共著者掲載順序も含めて各共  
著者の貢献・役割を明確にすること。また、研究の実施や論文等の執筆・投稿に当たり、直接的  
に必要な確認を行う、又は、他の研究者に必要な確認を行わせる体制を構築するなど、管理責任  
を果たすこと。

（3）責任著者は、研究成果の発表に際して、共同研究等が関係法令・学内規則・部局の取り決め  
等を順守して公正に行われたものであり、必要な場合は手続き等が完了していることを確認する  
こと。

（4）民間機関等との契約による共同研究を行う場合は、企業と大学双方の相互尊重と対等性を原  
則とし、利益相反の弊害が生じないよう適切な利益相反マネジメントを実施すること。

（5）国外機関との共同研究を行う場合は、意図しない技術流出などにより国際的な平和及び安全  
が損なわれることがないよう外国為替及び外国貿易法に基づいた安全保障輸出管理制度に従うこ  
と。

〔\*〕本指針での研究代表者とは、研究室・研究グループ等組織ごとの主宰者のほか、グループ内  
における個別の研究課題の中心的な研究者および個々の科学研究費等プロジェクト研究の代表者など  
を意味する。責任著者は、成果論文発表等に際して、その個別論文の内容について責任を担う研究  
者であり、論文が扱う研究課題の実質的な中心的実施者である。責任著者は研究代表者が兼ねる場  
合もあり、プロジェクトや研究分野によっては両者を別とする場合もある。その役割分担について  
は各共同研究における自主的な判断のもとで明確にする。

## 3. 指針の適用時期

この指針は、令和4年4月1日から適用するものとする。